

熊本県公報

号外 第 1 号
平成 16 年 1 月 7 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 内水面における漁業権免許……………(漁 政 課) 1
- 遊漁規則の認可……………(") 2

告 示

熊本県告示第 11 号

平成 15 年 9 月 24 日熊本県告示第 947 号により告示した内水面における漁場計画に係る漁業権について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 10 条の規定に基づき、次のとおり漁業権の免許をした。

平成 16 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 免許の内容
平成 15 年 9 月 24 日熊本県告示第 947 号の内容のとおり
- 2 免許の存続期間

漁場計画番号 (免許番号)	存 続 期 間
内共第 1 号から内共第 18 号まで	平成 16 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで
内区第 1 号	平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日まで

- 3 漁業権者
(1) 共同漁業権

漁場計画番号 (免許番号)	漁 業 権 者	
	氏名又は名称	住 所
内共第 1 号	菊池川漁業協同組合	山鹿市南島 1288 番地の 2
内共第 2 号	白川漁業協同組合	熊本市石原町 573 番地 2
内共第 3 号	熊本市漁業協同組合	熊本市国府本町 5 番 7 号
内共第 4 号	緑川漁業協同組合	上益城郡甲佐町田口 2073 番地
内共第 5 号	氷川漁業協同組合	八代郡鏡町塩浜 291 番地
内共第 6 号	球磨川漁業協同組合	八代市麦島東町 14 号 1 番地
内共第 7 号	水俣川漁業協同組合	水俣市平町二丁目 5 番 5 号
内共第 8 号	小国漁業協同組合	阿蘇郡小国町宮原 1567 番地の 1
内共第 9 号	竜北町漁業協同組合	八代郡竜北町網道 61 番割 969 番 12
内共第 10 号	鏡町漁業協同組合	八代郡鏡町野崎 1 番割 1028 番地の 2
内共第 11 号	昭和漁業協同組合	八代市昭和明徴町 837 番地
内共第 12 号	鏡町漁業協同組合外 2 組合	八代郡鏡町野崎 1 番割 1028 番地の 2
内共第 13 号	千丁漁業協同組合	八代郡千丁町古閑出 2975 番地の 8
内共第 14 号	郡築内水面漁業協同組合	八代市郡築十二番町 209 番地の 4
内共第 15 号	八代南部内水面漁業協同組合	八代市日奈久新開無番地
内共第 16 号	蘇陽地域漁業協同組合	阿蘇郡蘇陽町今 500 番地
内共第 17 号	綾北川槻木漁業協同組合	球磨郡多良木町槻木 496 番地の 1
内共第 18 号	芦北町内水面漁業協同組合	葦北郡芦北町佐敷 404 番地

(2) 区画漁業権

漁場計画番号 (免許番号)	漁 業 権 者	
	氏名又は名称	住 所
内区第1号	松橋小川漁業協同組合	下益城郡松橋町砂川知火場 27 番地の 2

熊本県告示第 12 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 129 条第 1 項の規定に基づき遊漁規則を平成 15 年 12 月 19 日付けで認可したので、同条第 7 項の規定により次のとおり公示する。

平成 16 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 漁業権者の名称及び住所並びに免許番号

免許番号	住 所	名 称
内共第 1 号	山鹿市南島 1288 番地の 2	菊池川漁業協同組合
内共第 2 号	熊本市石原町 573 番地 2	白川漁業協同組合
内共第 3 号	熊本市国府本町 5 番 7 号	熊本市漁業協同組合
内共第 4 号	上益城郡甲佐町田口 2073 番地	緑川漁業協同組合
内共第 5 号	八代郡鏡町塩浜 291 番地	氷川漁業協同組合
内共第 6 号	八代市麦島東町 14 号 1 番地	球磨川漁業協同組合
内共第 7 号	水俣市平町二丁目 5 番 5 号	水俣川漁業協同組合
内共第 8 号	阿蘇郡小国町宮原 1567 番地の 1	小国漁業協同組合
内共第 9 号	八代郡竜北町網道 61 番割 969 番 12	竜北町漁業協同組合
内共第 10 号	八代郡鏡町野崎 1 番割 1028 番地の 2	鏡町漁業協同組合
内共第 11 号	八代市昭和明徴町 837 番地	昭和漁業協同組合
内共第 12 号	八代郡鏡町野崎 1 番割 1028 番地の 2	鏡町漁業協同組合
	八代市昭和明徴町 837 番地	昭和漁業協同組合
	八代郡千丁町古閑出 2975 番地の 8	千丁漁業協同組合
内共第 13 号	八代郡千丁町古閑出 2975 番地の 8	千丁漁業協同組合
内共第 14 号	八代市郡築十二番町 209 番地の 4	郡築内水面漁業協同組合
内共第 15 号	八代市日奈久新開無番地	八代南部内水面漁業協同組合
内共第 16 号	阿蘇郡蘇陽町今 500 番地	蘇陽地域漁業協同組合
内共第 17 号	球磨郡多良木町槻木 496 番地の 1	綾北川槻木漁業協同組合
内共第 18 号	葦北郡芦北町佐敷 404 番地	芦北町内水面漁業協同組合

2 遊漁規則の内容

菊池川漁業協同組合第 5 種共同漁業に関する内共第 1 号共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、菊池川漁業協同組合が免許を受けた内共第 1 号第 5 種共同漁業権にかかる漁場（以下「漁場」という）の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、うぐい、はえ（おいかわ）、やまめ、かまつか、てながえび、すっぽん及びもくずがに、以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第 2 条 この漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請又は、届出て第 6 条第 1 項又は、第 2 項の規定による遊漁料を納付しなければならない。

2 前項の規定による申請は第 6 条第 1 項に規定する遊漁の場合には口頭で同条第 2 項に規定する遊漁の場合には、あらかじめ遊漁対象水産物、漁具漁法、遊漁期間等の内容を記載した別記様式第 1 号の遊漁承認証を提出するか又は口頭で、組合の承認を受けなければならない。

3 組合は前項の申請又は、届出があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認める場合を除き、当該申請又は届出を承認するものとする。

(漁業の方法)

第 3 条 次の表の（ア）欄に掲げる漁業は、それぞれ（イ）欄の漁業の方法により（ウ）欄の統数の範囲内において（エ）欄の区域及び（オ）欄の期間中でなければ遊漁してはならない。